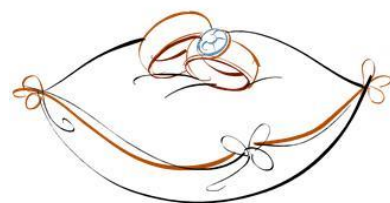


私たち、結婚して さぬき市で暮らします。



さぬき市結婚定住奨励事業



令和5年3月31日までに婚姻し、
市内に定住していただいた夫婦に対して
さぬき市共通商品券10万円分をお渡しします。

■ 商品券を受給できる方(以下の全ての要件を満たすこと)

- ① 婚姻日現在において、夫婦いずれかの年齢が40歳未満である。
- ② 婚姻日から起算して6か月を経過する日までに夫婦ともに市内に住所を有している。
- ③ 婚姻後、夫婦ともに1年以上本市に住所を有し、かつ、その後も定住の意思を有する。
- ④ 過去に夫婦ともにこの事業による商品券の交付を受けていない。
- ⑤ 夫婦ともにさぬき市結婚新生活支援交付要綱(令和3年さぬき市告示52号)に基づく結婚新生活支援金の交付を過去に受けていないまたは受ける予定がない。
- ⑥ 夫婦ともに市税及び国民健康保険税を滞納していない。

※さぬき市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に規定する証明書および証明カードの交付を受けた方を対象に追加しました。

■ 申請期間

夫婦ともにさぬき市内に住所を有した時期が

【婚姻日以前の場合】

婚姻日を基準に1年経過してから、6か月以内

【婚姻日から6か月以内の場合】

転入日を基準に1年経過してから、6か月以内

■ 申請方法

結婚定住奨励事業商品券交付申請書(請求書)に戸籍全部事項証明書を添えて提出してください。

【問合せ先】

さぬき市役所 政策課 結婚定住奨励事業係

〒769-2195 さぬき市志度5385-8 tel(087)-894-1112 FAX(087)-894-4440

1st Wedding Anniversary